

奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県発注工事の適正な施工を確保するため、入札参加資格者の入札参加停止について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設工事に関連する調査業務等をいう。

(2) 入札参加資格者

建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）第3条第1項の規定に基づき、現に競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。

(3) 県発注工事

奈良県（奈良県警察本部、奈良県教育委員会、奈良県土地開発公社を含む。）が発注する建設工事等（奈良県が直接経費を負担する建設工事等を含む。）をいう。

(4) 一般建設工事

県発注工事以外の建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。

(5) 公共建設工事

国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等をいう。

(6) 役員等

法人にあつては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者（別表第1から別表第4までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。

(7) 使用人

入札参加資格者と雇用関係にある者で、前号に掲げる者以外のもの（措置要件に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。

(8) 入札参加資格者等

入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。

(9) 入札参加停止

入札参加資格者が、措置要件のいずれかに該当する場合に、別表各号に定める期間、県発注工事の入札に参加させない措置をいう。

(10) 奈良県県土マネジメント部建設工事入札参加資格等審査会

奈良県県土マネジメント部建設工事入札参加資格等審査要領により設置した審査会をいう。

(11) 奈良県建設工事等入札参加停止審査会

奈良県附属機関に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第4号）別表に規定する奈良県建設工事等入札参加停止審査会をいう。

(12) 奈良県県土マネジメント部公正入札調査委員会

奈良県県土マネジメント部公正入札調査委員会設置要領により設置した委員会をいう。

(13) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(14) 暴力団員

暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(15) 不当介入

契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。

（入札参加停止）

第3条 知事は、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当するときは、当該措置要件について別表各号に定める期間の入札参加停止を当該入札参加資格者について行うものとする。ただし、別表各号に定める措置要件のいずれにも該当しない場合であっても、「奈良県県土マネジメント部建設工事入札参加資格等審査会（以下「資格等審査会」という。）の議を経て、知事が、入札参加停止を必要と認めたとき」については、措置期間24月の範囲内で、入札参加停止を当該入札参加資格者について行うものとする。

2 契約担当者（知事及びその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。）は、建設工事等の契約のため入札を行うに際し、前項の規定による入札参加停止を受けている入札参加資格者をこれに参加させてはならない。前項の規定により入札参加停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 入札参加停止の期間（連続する入札参加停止の期間がある場合にあっては、それらを合算した期間）は、36月を超えることができない。ただし、別表第2第9号（県発注

工事に関する債務の滞納) 及び第12号(経営不振) 並びに別表第3各号に係る入札参加停止については、この限りでない。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第4条 知事は、前条第1項の規定により元請負人に対して入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人と同じ期間の入札参加停止を行うものとする。

2 知事は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止を受ける者の元請負人が当該入札参加停止について責めを負うべきことが明らかになったときは、当該元請負人について、当該入札参加停止を受ける下請負人と同じ期間の入札参加停止を行うものとする。

3 知事は、特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)が措置要件のいずれかに該当するときは、当該JVの構成員(明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められるものを除く。)について入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例等)

第5条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る入札参加停止の期間のうち最も長いものを適用する。

2 入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件について別表各号に定める入札参加停止の期間に2を乗じた期間とすることができる。

(1) 談合情報を得た場合等で、当該入札参加資格者等から談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず(事情聴取で談合を否定したが誓約書の提出を拒否した場合を含む。)、当該事案について、別表第2第2号、第3号(独占禁止法違反)又は第4号(談合等)の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第2第2号、第3号(独占禁止法違反)又は第4号(談合等)の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者等について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反に係る確定判決、排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。))。

(3) 別表第2第2号又は第3号(独占禁止法違反)の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の3第1項(同法第7条の9第3項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。))。

- 3 知事は、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当することが判明した場合において、入札参加停止を決定する前に、さらに措置要件のいずれかに該当することが判明したときは、併せて入札参加停止を行うものとする。この場合における入札参加停止の期間は、該当する各入札参加停止の期間を合算したものとする。
- 4 知事は、次の各号に掲げる場合においては、入札参加停止の期間を当該各号に定める期間とすることができる。
 - (1) 入札参加資格者等が別表第2第2号又は第3号（独占禁止法違反）の措置要件のいずれかに該当した場合であっても、課徴金減免制度が適用され、かつ、その事実が公表されたとき 当該制度の適用がなかったと想定した場合の別表各号に定める入札参加停止の期間に8分の1を乗じた期間
 - (2) 奈良県県土マネジメント部公正入札調査委員会の立ち上げ前に、県に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合 別表各号に定める入札参加停止の期間に8分の1を乗じた期間
 - (3) 奈良県県土マネジメント部公正入札調査委員会の立ち上げ後に、県に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合 別表各号に定める入札参加停止の期間に4分の1を乗じた期間
- 5 知事は、前項に規定する場合を除くほか、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由が明らかであるときは、別表各号及び第1項から第3項までの規定により定めた入札参加停止の期間に2分の1を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。
- 6 知事は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があると認めるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表各号に定める入札参加停止の期間に2を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。
- 7 知事は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定めるところにより入札参加停止の期間を変更することができる。
- 8 第4項、第5項及び第7項の規定による期間の計算については、1月に満たない期間は1月を30日として計算し、1日に満たない端数を生じる場合はこの端数を切り捨てるものとする。
- 9 知事は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が当該入札参加停止の原因となった事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるとき（当該入札参加停止の措置要件に該当することとなった事由が入札参加資格者等に係るものである場合にあっては、当該入札参加資格者等のいずれもが、責めを負わないことが明らかになった場合に限る。）は、入札参加停止を解除するものとする。なお、入札参加資格者等が責めを負わないことが明らかになったと認めるときとは、不起訴になった場合又は無罪が確定した場合等をいう。

(入札参加停止等の決定)

第6条 知事は、資格等審査会の議を経て、第3条第1項若しくは第4条の規定による入札参加停止、前条第1項から第8項までの規定による入札参加停止の期間の特例措置の適用又は前条第9項の規定による入札参加停止の解除(以下「入札参加停止等」という。)を行うものとする。

- 2 知事は、資格等審査会において措置要件の適用に疑義が生じたとき及び前条第9項の規定により入札参加停止を解除しようとするときは、奈良県建設工事等入札参加停止審査会(以下「入札参加停止審査会」という。)に諮る旨の資格等審査会の議を経て、入札参加停止審査会に諮るものとする。
- 3 知事は、前項の規定により入札参加停止審査会に諮るときは、入札参加停止審査会の速やかな会議の開催を要請するものとする。
- 4 知事は、入札参加停止審査会から議決内容の通知があったときは、資格等審査会の開催を要請し、その議を経て入札参加停止等を決定する。この場合において、知事は、当該入札参加停止等の決定について入札参加停止審査会に報告するものとする。

(入札参加停止の承継)

第7条 入札参加停止の期間中の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加停止措置を引継ぐものとする。

- 2 知事は、入札参加資格者から入札参加資格を承継する者がいる場合において、承継前1年以内に被承継人に生じた事実が措置要件に該当するときは、当該承継人に対して入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の始期)

第8条 入札参加停止の期間の始期(以下「始期」という。)は、入札参加停止の決定があった日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間中に、再度、措置要件に該当した場合においては、再度の入札参加停止の始期は、当初の入札参加停止の期間満了の日の翌日とする。

(入札参加停止等の通知)

第9条 知事は、入札参加停止等を決定したときは、当該入札参加資格者及び関係各課に対しその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により入札参加停止等を決定した旨の通知をする場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等真にやむを得ないときで、資格等審査会で決定したときはこの限りではない。

(下請の制限)

第11条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が県発注工事を下請することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に対する措置)

第12条 知事は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加停止情報の公表)

第13条 知事は、入札参加停止（別表第2第12号（経営不振）に係るものを除く。次項において同じ。）に関する情報（以下「入札参加停止情報」という。）を公表するものとする。

2 入札参加停止情報の公表の時期、公表の期間及び公表の方法については、以下のとおりとする。

- (1) 公表の時期 入札参加停止の決定後速やかに公表する。
- (2) 公表の期間 入札参加停止を行った日の属する年度及びその翌年度（当該翌年度の末日においてなお入札参加停止の期間中であるものについては、当該入札参加停止期間の末日まで）
- (3) 公表の方法 奈良県ホームページへの登載により、閲覧に供する。

(運用項目)

第14条 この要領の運用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成7年4月17日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年12月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年1月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年1月1日から適用する。ただし、改正後の別表第2第7号(4)の規定は、同日以後に行われた行為による重大な違反について適用し、同日前に行われた行為による重大な違反については、なお従前の例による。
- 2 改正前の奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の規定による指名停止は、改正後の奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止とみなす。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号。以下「改正独占禁止法」という。）の施行日以前の独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第2条の規定により審判手続きが開始された事案であって、この要領の施行日以後に審決されたものに係る入札参加停止については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月25日から施行する。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号。以下「改正独占禁止法」という。）の施行日前に行われた独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第6条第1項から第3項まで及び附則第8条の規定により、この要領の施行日以後に改正独占禁止法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の2第7項の規定の適用があった場合の入札参加停止の期間については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第1第2号(6)の規定は、施行日以後に発生した違反行為から適用し、施行日前に発生した違反行為については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1第3号（負傷者の定義に係る部分に限る。）及び別表第1第4号（重傷者の定義に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に発生した事故について適用し、施行日前に発生した事故については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1第4号（重傷者の定義に係る部分を除く。）、別表第1第6号、別表第2第1号、別表第2第3号から第5号まで、別表第2第7号(1)から(4)まで及び別表第2第10号の規定は、施行日以後に措置要件に該当する事由が生じた事案について適用し、施行日前に措置要件に該当する事由が生じた事案については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第3条、別表第1第1号、別表第2第7号、別表第2第8号(7)及び別表第2第11号の規定は、施行日以後に措置要件に該当する事由が生じた事案について適用し、施行日前に措置要件に該当する事由が生じた事案については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法の規定が適用される行為に係る改正後の別表第2項第11号の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(粗雑工事等)</p> <p>1 建設工事等の施工に当たり、建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。ただし、(4) にあつては会計検査院からの指摘を受けた場合に限る。</p> <p>(1) 県発注工事の施工に当たり、故意に建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。</p> <p>(2) 県発注工事(低入札価格調査を行ったものに限る。)の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。</p> <p>(3) 県発注工事(低入札価格調査を行ったものを除く。)の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。</p> <p>(4) 県発注工事以外の県内の公共建設工事の施工に当たり、建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。</p>	<p></p> <p>1 2 月</p> <p>1 2 月</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p>
<p>(契約違反行為等)</p> <p>2 県発注工事の施工に当たり、前号に掲げる場合のほか、入札参加資格者の責めにより次のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 契約の解除があつたとき。</p> <p>(2) 2 月以上の履行遅滞があつたとき。</p> <p>(3) 1 月以上2 月未満の履行遅滞があつたとき。</p> <p>(4) 1 月未満の履行遅滞があつたとき。</p> <p>(5) 建設工事等の施工に当たり、次に掲げる場合において、正当な理由なく、監督員、検査員その他の県職員による改</p>	<p></p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>2 月</p> <p>1 月</p>

善の指示に従わないとき。	
ア 公害防止又は危険防止対策が不良である場合	3月
イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良である場合	1月
ウ ア及びイに掲げる場合のほか、建設工事等の施工について改善の必要があると認められる場合	1月
(6) (1)から(5)までに掲げる場合のほか、契約に違反し、又は不誠実な行為をしたとき。	1月
(県発注工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
3 県発注工事の施工（単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含む。次号から第6号までにおいて同じ。）に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。次号において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（医師により30日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この号において同じ。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。ただし、次の場合を除く（次号から第6号までにおいて同じ。）。	
ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）	
イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）	
なお、県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故につ	

<p>いての請負人の責任が明白となった場合とする。</p>	
<p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p>	6月
<p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p>	3月
<p>(3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき。</p>	6月
<p>（一般建設工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p>	
<p>4 一般建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは重傷者（医師により60日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この号、次号及び第6号において同じ。）を生じさせ、又は多大な損害を生じさせたと認められるとき。</p> <p>なお、一般建設工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする（第6号において同じ。）。</p>	
<p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p>	
<p>ア 県内における一般建設工事の場合</p>	3月
<p>イ 県外における一般建設工事の場合</p>	2月
<p>(2) 重傷者を生じさせたとき。</p>	
<p>ア 県内における一般建設工事の場合</p>	2月
<p>イ 県外における一般建設工事の場合</p>	1月
<p>(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。</p>	
<p>ア 県内における一般建設工事の場合</p>	3月
<p>イ 県外における一般建設工事の場合</p>	2月
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p>	
<p>5 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であ</p>	

<p>ったため、建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 重傷者を生じさせたとき。</p> <p>6 一般建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>2月</p> <p>1月</p> <p>1月</p>
--	-------------------------------

別表第2 不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 入札参加資格者等が贈賄罪の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起され、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。ただし、次に掲げる区分による。</p> <p>(1) 県の職員に対する贈賄</p> <p>(2) 県内の公共機関（贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄（(1)を除く。）</p> <p>ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>イ 奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>イ 奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等</p>	<p>2 4 月</p> <p>2 4 月</p> <p>1 8 月</p> <p>2 4 月</p> <p>1 2 月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 入札参加資格者等が業務に関し、次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令がなされ、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 県内の建設工事等</p> <p>(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く。）</p> <p>(3) 近畿府県の区域外の建設工事等</p>	<p>1 8 月</p> <p>9 月</p> <p>6 月</p>
<p>3 入札参加資格者等が業務に関し、次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反し、逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は公正取引委員会の告発を受け、建設工事等の契約の相手方として不</p>	

<p>適当であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 県内の建設工事等</p>	<p>24月</p>
<p>(2) 近畿府県の区域内の建設工事等 ((1)を除く。)</p>	<p>12月</p>
<p>(3) 近畿府県の区域外の建設工事等</p>	<p>6月</p>
<p>(談合等)</p>	
<p>4 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関して、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6(公契約関係競売等妨害罪又は談合罪)若しくは入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)違反の被疑事実により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は県が当該被疑事実を確認し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 県内の建設工事等</p>	<p>24月</p>
<p>(2) 近畿府県の区域内の建設工事等 ((1)を除く。)</p>	<p>9月</p>
<p>(3) 近畿府県の区域外の建設工事等</p>	<p>6月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>5 入札参加資格者等が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、又は、違反行為の幫助をしたとして、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 建設業法に違反し、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。</p>	
<p>ア 県内に本店を置く入札参加資格者等</p>	<p>6月(幫助は3月)</p>
<p>イ 県外に本店を置く入札参加資格者等</p>	<p>4月(幫助は2月)</p>
<p>(2) 建設業法に違反し、同法による営業停止処分を受けたとき。</p>	
<p>ア 県内に本店を置く入札参加資格者等</p>	<p>4月(幫助は2月)</p>

<p>イ 県外に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>(3) 建設業法に違反し、同法による指示処分を受けたとき。</p> <p>ア 県内に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>イ 県外に本店を置く入札参加資格者等</p>	<p>3月（幫助は1月）</p> <p>3月（幫助は1月）</p> <p>2月（幫助は1月）</p>
<p>(虚偽記載)</p> <p>6 競争入札参加資格審査申請若しくは県発注工事の入札等に係る次の書類に虚偽の記載をし、又はこれを幫助したとして、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 競争入札参加資格審査申請書（建設工事等）及びその添付書類</p> <p>(2) 競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類</p> <p>(3) 随意契約等、入札を伴わない契約における一切の提出書類</p> <p>(4) その他入札・契約に関する確認資料</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた事故についての法令違反)</p>	<p>6月（幫助は3月）</p>
<p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が、安全管理の措置の不適切により生じた事故について法令に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>なお、業務における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として入札参加資格者等が刑法、労働安全衛生法等の違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。</p>	<p>1月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>8 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が、次のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる建設工事等</p>	

<p>に関して暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。</p> <p>ア 県内の建設工事等</p> <p>イ 県外の建設工事等</p>	<p>12月</p> <p>9月</p>
<p>(2) 使用人が次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。</p> <p>ア 県内の建設工事等</p> <p>イ 県外の建設工事等</p>	<p>9月</p> <p>6月</p>
<p>(3) 入札参加資格者等が脱税行為により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。</p>	<p>6月</p>
<p>(4) 入札参加資格者等が業務関連法令、労働関連法令若しくは環境保全関連法令（業務関連法令とは測量法、建築基準法等を、労働関連法令とは労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等を、環境保全関連法令とは廃棄物処理及び清掃に関する法律、騒音規制法、振動規制法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等をいう。）又は刑法その他の刑罰法令に重大な違反（当該法令違反により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。）をしたとき。</p> <p>ア 県内に本店を置く入札参加資格者等</p> <p>イ 県外に本店を置く入札参加資格者等</p>	<p>3月</p> <p>2月</p>
<p>(5) 入札参加資格者等が県発注工事の入札に際し、入札者心得に違反したとき。</p>	<p>2月</p>
<p>(6) 入札参加資格者等が、県発注工事の入札に関し、低入札価格調査、施工体制確認調査等契約締結前に行われる調査又は書類の提出を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき（提出書類に虚偽の記載をした場合を含む。）。</p>	<p>3月</p>

<p>(7) 入札参加資格者等が、職員に対し、奈良県建設工事等発注事務に係る不当な働きかけへの対応要領第2条第4項に規定する不当な働きかけ等を行ったとき又は他者に不当な働きかけ等を行わせたとき。</p>	<p>6月</p>
<p>(8) 入札参加資格者が、県発注工事の入札に関し、正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約（不落における随意契約、プロポーザル方式を含む。）において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否した場合も同様とする。</p>	<p>3月</p>
<p>9 入札参加資格者が違約金等県発注工事の契約に係る債務を滞納しているとき。</p>	<p>納付が確認されるまで</p>
<p>10 入札参加資格者等が、入札参加資格の確認若しくは現場施工状況の確認の目的で県が実施する立入調査又は建設業法に基づき県が実施する立入調査を、正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき。</p>	<p>3月</p>
<p>11 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が次のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
<p>ア 法定刑に死刑又は無期の拘禁刑が含まれる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により刑を宣告された場合</p>	<p>6月</p>
<p>イ 有期の拘禁刑において上限が規定されていない犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により刑を宣告された場合</p>	<p>4月</p>
<p>ウ 拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された場合（ア又はイに該当する場合を除く。）</p>	<p>2月</p>

<p>(経営不振)</p> <p>12 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続を申し立てたとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続を申し立てたとき。</p>	<p>取引再開が確認されるまで</p> <p>破産手続廃止又は破産手続終結決定が確認されるまで</p> <p>再生計画の認可決定の確定が確認されるまで</p> <p>更生手続開始決定の確定が確認されるまで</p>
---	--

別表第3 暴力団排除に関する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 入札参加資格者又はその役員等が暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）</p>
<p>2 暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）</p>
<p>3 入札参加資格者又はその役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）</p>
<p>4 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）</p>

<p>5 前2号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）</p>
<p>6 入札参加資格者が、県発注工事の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したときと認められるとき。</p>	<p>12月</p>
<p>7 入札参加資格者が、県発注工事の契約に係る下請契約等に当たり、第1号から第5号までのいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、契約担当者が当該入札参加資格者に対して当該下請契約等の解除を求め、当該入札参加資格者がこれに従わなかったとき。</p>	<p>12月</p>
<p>8 入札参加資格者が、県発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。</p>	<p>6月</p>

別表第4 奈良県公契約条例に関する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する特定受注者（以下「特定受注者」という。）が、条例第16条の規定により過料に処されたとき。</p>	<p>3月</p>
<p>2 条例第2条第6号に規定する特定下請負者等（以下「特定下請負者等」という。）が、条例に基づく報告又は立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたと認められるとき。</p>	<p>1月</p>
<p>3 前号の場合において、特定受注者が、当該特定下請負者等に対して、指導その他必要な措置を講じない等不誠実な行為をしたと認められるとき。</p>	<p>1月</p>